なお、受託研究収入によって購入した固定資産は、研究期間を耐用年数としている。

また、特定の償却資産（国立大学法人会計基準第84）及び資産除去債務に対応する特定の除去費用（国立大学法人会計基準第90）に係る減価償却相当額については、損益外減価償却累計額として資本剰余金から控除して表示している。

⑵　無形固定資産

定額法を採用している。

なお、法人内利用のソフトウェアについては、法人内における利用可能期間（５年）に基づいている。

3　賞与引当金及び見積額の計上基準

賞与引当金は、翌期以降の運営費交付金により財源措置がされない職員への賞与の支払いに備えるため、当該職員に対する賞与支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上している。

なお、国立大学法人等業務実施コスト計算書における引当外賞与増加見積額は、当事業年度末の引当外賞与見積額から前事業年度末の同見積額を控除した額を計上している。

4　退職給付に係る見積額の計上基準

退職一時金については、運営費交付金により財源措置がなされるため、退職給付に係る引当金は計上していない。

なお、国立大学法人等業務実施コスト計算書における引当外退職給付増加見積額は、基準第35に基づき計算された退職一時金に係る退職給付引当金の当期増加額を計上している。

5　外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益としている。

6　国立大学法人等業務実施コスト計算書における機会費用の計上方法

⑴　国等の財産の無償使用又は減額された使用料による貸借取引の機会費用の計算方法

近隣の地代や物件の貸借料を参考に計算している。

⑵　政府出資等の機会費用の計算に使用した利率

平成29年３月における10年利付国債（新発債）の利回りを参考に0.065％で計算している。

7　リース取引の会計処理

リース料総額が300万円以上のファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっている。

8　消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理方法は、税込方式による。

9　財務諸表及び附属明細書の表示単位

財務諸表及び附属明細書は、千円単位により作成している。

なお、利益の処分に関する書類は、円単位により作成している。

＜重要な会計方針の変更＞

該当なし。

＜表示方法の変更＞

国立大学法人会計基準の改訂に伴い、当事業年度より、貸借対照表の「前受受託研究費等」を「前受受託研究費」及び「前受共同研究費」に、損益計算書の「受託研究費等」を「受託研究費」及び「共同研究費」に、「受託研究等収益」を「受託研究収益」及び「共同研究収益」に、キャッシュ・フロー計算書の「受託研究等収入」を「受託研究収入」及び「共同研究収入」に、国立大学法人等業務実施コスト計算書の「受託研究等収益」を「受託研究収益」及び「共同研究収益」にそれぞれ区分して表示している。

＜注記事項＞

1　貸借対照表

運営費交付金から充当されるべき退職給付の見積額	6,971,526千円
運営費交付金から充当されるべき賞与の見積額	545,643千円

2　キャッシュ・フロー計算書

⑴　資金の期末残高の貸借対照表科目別の内訳「現金及び預金」	1,463,339千円
⑵　重要な非資金取引	
①　現物寄附の受入による資産の取得	79,074千円
②　ファイナンス・リースによる資産の取得	11,340千円

3　国立大学法人等業務実施コスト計算書

引当外退職給付増加見積額には、国からの出向にかかるものを含んでいる。

4　減損に関する事項

【翌事業年度以降特定の日以降使用しないと決定した固定資産】

⑴　教育学部附属小学校の学校用地

用　途	種　類	場　所	帳簿価額	備　考
学校用地	土地	茨城県水戸市三の丸２－６－８の一部	（注２）	（注３）

（注１）　中期計画において翌事業年度以降、重要な財産として譲渡することを決定している。

（注２）　譲渡予定の土地は、茨城県水戸市三の丸２－６－８の土地（簿価2,307,275千円、面積50,377㎡）のうち約13,260㎡相当のがけ地を多く含む土地であるため、現段階において合理的な帳簿価額の算定は困難と判断している。

（注３）　譲渡予定者と交渉中のため、将来使用しなくなる日における回収可能サービス価額及び減損見込額については評価不能と判断している。

⑵　工学部の学校用地

用　途	種　類	場　所	帳簿価額	備　考
学校用地	土地	茨城県日立市中成沢町４－12－１の一部	40,602千円	（注６）

（注４）　中期計画において翌事業年度以降、重要な財産として譲渡することを決定している。

（注５）　帳簿価額は、将来の使用しなくなる日における簿価を記載しており、また、使用しなくなる日が未定であるため、期末時点での簿価を記載している。

（注６）　譲渡予定者と交渉中のため、将来使用しなくなる日における回収可能サービス価額及び減損見込額については評価不能と判断している。

【減損の兆候が認められた固定資産（減損を認識した場合を除く）】

⑴　減損の兆候が認められた固定資産の用途等、場所種類、帳簿価額等の概要

区　分	用途等	場　所	種　類	帳簿価格
①市場価格の低下	全学業務用電話加入権	茨城県水戸市文京２－１－１　外	電話加入権	1,666千円

⑵　認められた減損の兆候の概要

固定資産の使用状況等から減損の兆候は見られないが、市場価格が帳簿価額の50％以上下落しており、減損会計基準「二　第１　減損の兆候」④に該当し、減損の兆候が認められた。

⑶　減損を認識するには至らなかった根拠

①　使用価値相当額（再調達価額）が帳簿価額を上回っているため。